

陳情第4号

令和⁵年¹²月³⁰日

霧島市議会議長

阿多乙清 殿



(代表) 鹿児島県鹿児島市荒田1丁目2番3号
九州南部たばこ販売協同組合連合会
会長 二之宮 行宣
電話番号 099-254-0653

鹿児島県鹿児島市南栄4丁目11番2号
鹿児島県たばこ耕作組合
組合長 通畠 幸一
電話番号 099-260-1100

鹿児島県鹿児島市名山町4番21号
鹿児島県飲食業生活衛生同業組合
理事長 肥田木 康正
電話番号 099-223-3331

鹿児島県鹿児島市名山町4番21号
鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長 淵村 文一郎
電話番号 099-222-0180

鹿児島県鹿児島市千日町12番5号
鹿児島県社交飲食業生活衛生同業組合
理事長 谷川 麻奈美
電話番号 099-224-0466

鹿児島県鹿児島市城南町37番4号
鹿児島県すし商生活衛生同業組合
理事長 松延 憲次
電話番号 099-224-2136

鹿児島県鹿児島市名山町4番21号
鹿児島県喫茶飲食生活衛生同業組合
理事長 中村 重夫
電話番号 099-226-6016

〒899-6303 鹿児島県霧島市横川町甲/985番地

株式会社 森山
代表取締役 森山 博文
TEL 0995-72-000
FAX 0995-72-1333

分煙環境整備に関する陳情

拝啓 貴台に於かれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

【陳情の趣旨】

(1) 陳情者(団体)の現状

たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ事業法の目的に沿い、長きにわたり地方財政及び地域社会発展に貢献していると自負し、たばこ耕作組合を組織する葉たばこ生産事業者は、たばこ耕作組合法の目的に沿い、自信と誇りを持って葉たばこ作りに取り組み、長きにわたり地元産業として地域経済に貢献してきたと自負しております。

また、飲食店をはじめとした生活衛生関係営業に携わる加盟店は、国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供し、国民生活の安定に寄与してきたと自負しております。

たばこは、年間1兆円を上回る貴重な地方財源として地方行政に貢献をしておりますが、度重なるたばこ税増税に加え、近年の喫煙場所の減少は、中小零細なたばこ販売店の生業を直撃し、耕作農家においても生産意欲の低下や将来不安から年々廃作が増加し、また、生活衛生関係の営業に携わる事業者にも影響を与え、極めて深刻な状況にあります。

(2) 地方たばこ税の現状

霧島市の地方たばこ税は「年間約8億3千8百万円(令和1年実績)」です。

平成25年度との対比は90.2%で、その間の増減は約9千1百万円の減少となっています。

この地方たばこ税は、行政側は労なく受け取ることができ、住民生活に直結する貴重な一般財源となっております。

ただ、このまま過度な喫煙規制が続けば、当然に税収は激減し、行政予算への大きな影響が出ることは避けられません。

(3) 公共の喫煙場所確保の必要性

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、「非喫煙者と喫煙を愉しむものの双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現」を推進する「分煙」こそが重要で、分煙に向けたインフラ整備となり得る「貴行政区が所管する公共の場所における公共喫煙場所の整備」が必要です。

これを充実させることで、往来の多い場所での分煙の徹底、無用なトラブルの減少につながることは勿論のこと、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、行政・商店街が取り組む環境美化の推進等による美しい街づくりに資することになります。

更に、霧島市民、かつ、地方たばこ税の納税者でもある喫煙者への配慮につながり、延いては住民生活に直結する「地方たばこ税の安定的確保」にもつながります。

(4) 総務省自治税務局より発出等

本年1月に総務省自治税務局より「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」において、次の発信がなされております。

「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙環境の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」

加えて、自治体が行う一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所定の地方財政措置も講じられているところです。

上述認識が、霧島市、及び、鹿児島県内の「たばこ販売組合員関係者、たばこ耕作組合員関係者、生活衛生同業組合員関係者と、その家族等」の総意でございます。
私達が路頭に迷うことがなきよう、特段の配慮を切にお願い申し上げます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 1、 霧島市において、「所管する公共の施設・場所における公共喫煙場所の整備」を求めます。